大阪府災害時動物救護活動マニュアル

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課

令和２年３月

【目的】

このマニュアルは、大規模自然災害時に、大阪府災害時等動物救護本部（以下、「救護本部」という。）が実施する、大阪府災害時等動物救護活動ガイドラインに基づく活動について具体的な内容を定めるものである。

【定義】

※以下に定める文言以外は、大阪府災害時等動物救護活動ガイドラインのとおりとする。

（１）被災地域：災害救助法が適用された地域、または災害により被災動物が多く見受けられる地域等、被災状況に応じて、救護本部において決定する。

（２）被災動物：被災地域内の家庭等で飼養されている犬、猫などの小型の哺乳類と鳥類で、飼い主とはぐれたペットや、飼い主の死亡等で放浪しているペット、飼い主による飼養が困難になったペットを指す。

（３）被災動物避難所：同行避難してきたペットを飼養管理するスペース。市町村が、避難所と同じ建物や敷地、または隣接地など、避難所の規模や状況に応じて設置する。救護本部は、その運営を支援する。

（４）被災動物救護センター：負傷動物の長期治療及び逸走動物の保護収容・飼養管理を行うため、動物救護本部が既存の動物収容施設に設置・運営管理する。必要に応じて、市町村等と協力して新たな施設を検討する場合もある。

（５）一時預かり：可能な限り飼い主の管理下でペットが飼養できることを目指すが、飼い主がケガや病気で入院する等、やむを得ない事情により自力でペットを飼養できない場合に、救護本部が一時預かり支援を実施する。一時預かり先は、自治体の収容施設、獣医師会会員病院、ボランティア等を検討する。

（６）ボランティア：主な活動は、避難所におけるペットの飼養管理の補助、および一時預かりとする。原則、動物愛護推進員（以下、「推進員」という。）、愛護団体会員および獣医師会会員から募集するが、災害規模に応じて一般個人の募集も検討する。

【救護本部の体制】

大阪府災害時等動物救護本部設置要領第6条に規定する組織を以下のとおり割り当てることができる。なお、政令市および中核市については、原則、救護本部の事務を共同で実施するが、所管地域が被災した場合は、所管における被災動物救護活動を優先する。

　総務部：大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課

　広報部：大阪府、（政令市、中核市）

　人材部：（公社）大阪府獣医師会及び（公社）大阪市獣医師会（以下、「獣医師会」という。）

（公社）日本動物福祉協会南大阪支部、（公社）日本愛玩動物協会大阪支所

　施設部：大阪府、獣医師会、（政令市、中核市）

　物資部：大阪府、獣医師会、（政令市、中核市）

第１　初動対応

（１）　対応の協議

　以下について、救護本部は今後の対応を協議する。

①被災状況の確認

②救護活動の対象となるペットや被災地域の決定

③構成団体の被災動物保護可能頭数の集約

* 様式１：構成団体の保護可能頭数一覧

④救護本部の設置に係る報道提供および府HPへ掲載

* 参考資料１：プレスリリース
* 参考資料２：府HPへの掲載

⑤環境省へ情報提供、および避難所等へのペット受け入れに係る通知の発出や啓発資材等の提供を要請する。

（２）　情報収集　　広報部

①特定動物の飼養施設の確認

施設の破損等に伴う特定動物の逸走がないことを確認する。逸走があった場合は、危険な動物等事故発生時の対応マニュアルに応じて対応する。

②避難所の状況把握

避難所設置市町村に対して、避難所等における同行避難の受け入れを要請し、受け入れ状況について情報提供を依頼する。

* 参考資料３：同行避難受け入れ要請
* 様式３：同行避難可能避難所開設状況

③必要に応じて、推進員へ地域の避難所の状況調査を依頼する。

* 様式２－１：避難所調査票

④市町村または推進員からの同行避難可能避難所の報告に基づき、必要に応じて現地確認を実施する。

* 様式２－１：避難所調査票
* 様式２－２：避難所同行避難状況一覧

（３）　人への危害防止及び動物の保護と報告

①放浪動物を捕獲収容し、咬傷事故等あれば速やかに対応する。

②負傷動物等の保護・収容を行い、応急手当等に対応する。

③活動状況を、定期的に救護本部へ報告する。

* 様式４－１：現地活動日報

（４）支援物資の要請　　施設部　　物資部

　　必要な物資等を災害協定締結している企業等へ要請する。

（５）避難所等への人材派遣準備　　人材部

①獣医師会は、避難所への獣医師の派遣および被災動物救護所の設置を準備する。

②（公社）日本動物福祉協会南大阪支部及び（公社）日本愛玩動物協会大阪支所（以下、「愛護団体」という。）は、ボランティア募集の準備をする。

（６）　同行避難等に係る支援

①市町村から同行避難に係る相談があれば、助言等を行い被災動物避難所の設置に協力する。

②必要があれば、推進員等とともに、飼養管理に関する助言を行う。

第２　救護活動時期

（１）情報収集・分析・共有　　総務部　　広報部

①動愛センター、市町村等からの報告を取りまとめ、現地の状況を把握する。

・放浪動物収容数および咬傷事故件数

・被災動物にかかる相談件数および内容の把握

・同行避難状況、避難所での支援状況の把握

・一時預かり必要頭数および預かり先の把握

・救援物資の搬送状況の把握

* 様式４－２：現地活動日報（とりまとめ）

②活動状況の集約と共有

上記により把握した情報を集約し、取りまとめた上で関係各所と共有する。

③救護本部会議の開催

必要に応じて救護本部会議を開催し、情報共有および協議を行う。義援金の募集、使途、配分等についても会議で決定する。

（２）支援物資については、救護本部にて受け入れ、各市町村からの要請に応じて搬送する。搬送方法は、災害協定企業等からの直送を基本とするが、各市町村の実情に応じて対応する。

* 様式７：物資搬送記録票

（３）ボランティアの募集、指導・監督　　総務部　　人材部

①ボランティア募集、避難所への配置

　　・避難所における飼養管理の補助や一時預かりをするボランティアを募集する。

　　・ボランティア登録台帳を作成し、配置箇所に応じて班編成（リーダー選任）を指示する。

* 参考様式５：ボランティア登録申請書
* 参考様式６：ボランティア登録台帳

②被災動物避難所等でのボランティア活動を指導、監督する。

（４）　避難所での動物の適正飼養等の支援　　人材部

　　同行避難してきた飼い主に対して、必要があれば、ボランティアと協力して以下のことを行い、自助グループが立ち上がるよう支援する。

①避難動物の受付（登録票の作成）を行い、所有者明示（名札等）を行う。

* 様式５－１：同行避難動物登録票
* 様式５－２：同行避難動物管理台帳

②避難所内でのペットの飼い方ルールを決めるために助言をする。

* 様式５－３：避難所ペット飼育管理等当番表

③避難所等での被災動物に係る相談を受付けた場合、対応状況を救護本部に報告する。

* 様式６：相談受付票

（５）　飼い主からの依頼による被災ペットの一時預かり　　施設部　　人材部

①飼い主が極力自力でペットを飼養管理できるように、様々な方法を検討した上で、なお、自力での飼養管理ができない場合、救護本部は以下の施設等での一時預かりを検討する。

・自治体所有の動物管理センター

・獣医師会会員病院

・一時預かりボランティア

* 様式８：一時預かり受け入れ先台帳

②一時預かりの調整

　　　やむを得ない事情により、飼い主から一時預かりを依頼された場合は、救護本部内で一時預かり受入れ先を調整する。

* 様式９－１：一時預かり依頼書
* 様式９－２： 誓約書（一預かり）
* 様式10：一時預かり受け入れ一覧

③一時預かり後、飼い主が所有権放棄する場合は、飼い主の住所地を所管する行政の長あてに所有権放棄書を提出させる。（様式は所管行政のものを使用）

（６）　被災動物救護所および被災動物救護センターの設置　　　施設部　　人材部　　物資部

　①被災動物救護所の設置

被災地に近接する利用可能な会員動物病院に、負傷した被災動物の応急治療及び短期間保護施設として被災動物救護所を設置する。

重傷な動物や特別な治療管理が必要になった場合は、被災地外の後方支援動物病院に搬送し治療を行う。

　②被災動物救護センターの設置

　　　災害の規模によっては、長期の治療・保護が必要な動物が多数見込まれるため、被災動物救護センターを設置する。

（７）　照会、取材等への対応　　広報部

①相談窓口の設置に係る広報

　　　　電話等による被災動物に関する相談窓口を設置し、その旨を周知する。

②早期の飼い主発見のために、保護動物の情報を積極的に発信する。

③国や他自治体からの照会や報道機関らの取材等に対応する。

④府HP等において救護本部の活動状況を情報発信する。

第３　復興時期

（１）　仮設住宅における適正飼養等の支援

①必要に応じて、市町村に対して仮設住宅におけるペットの受け入れを要請する。

②仮設住宅での動物飼養者に対して、適正飼養を指導する。

（２）　保護動物の譲渡

　被災動物救護センター等で保護した被災動物のうち、所有者不明及び所有権放棄した動物について、新たな飼い主への譲渡に努める。

（３）　被災動物救護センター等の閉鎖及び救護本部の解散

①保護動物の譲渡等終了時には、残余支援物資等の整理や処分について救護本部で協議する。

②救護活動終了後、義援金等の収支を清算し、活動収支報告書を作成。

③義援金等の残預金の取り扱いを救護本部会議で決定する。

（４）救護活動報告（記録）の作成

　救護本部として救護活動の経過をまとめ報告書として作成する。

　　附則　このマニュアルは、令和２年３月１８日から施行する。